

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

### 2.1 計画対象区間及び計画対象期間

河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。

河川整備計画対象期間は、概ね 10 年とします。

### 2.2 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、高潮対策を早期に実施し、近年甚大な被害をもたらした平成 16 年の台風 16 号による高潮から、下流部の浸水被害を防止します。また、洪水抑制に寄与していると考えられる農業用水用のため池の保全や市街地の排水不良を解消するため、関係機関と協議し適切な対応を図ります。さらに、想定される規模を超える洪水や高潮による被害を最小限に抑えるため、的確に河川水位情報の把握を行うとともに、関係機関や地域住民と連携し、河川情報に関する伝達方法や警戒避難体制等の整備を促進するとともに、自治体がハザードマップを作成するための支援を行います。

### 2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現在農業用水の取水が行われていますが、今後の土地利用の状況を見ながら、農業用水の水利用の実態調査及び流況の把握を行い、適正な水利用が成されるように努めます。また、渇水時には、関係機関、水利権者並びに地域住民等との調整を図り、現況の水環境の維持に努めます。

### 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水面との調和、地域の自然環境への配慮、並びに地域のニーズの把握に努めながら、比較的良好な河川環境の保全に努めます。また、地域住民や関係機関と連携を図りながら、水質の管理に努めます。

河川整備を行う際には、魚等の移動に配慮した魚道の設置など、水域の連続性確保に努めるとともに、瀬や淵などの復元・創出を図るなど、河道及び周辺の自然環境に配慮します。

さらに、羽原川水系の現状の河川環境に関する広報を行い、河川に興味を持ち地域住民が河川に親しみを感じるような川づくりを進めることや、河川愛護の啓発・促進を図ります。